令和　　年　　月　　日

自主防災会会則（作成例）

(名称)

第１条　本会は「　　　　　自主防災会」と称する。

(組織の位置付け)

第2条　本会、　　　　　町内会の内部組織とする。

(事務所)

第3条　本会の事務所は、倉敷市　　　　　　　　　　　　　　に置く。

(目的)

第４条　本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

(会員)

第５条　本会は、　　　　　町内会に所属する世帯をもって構成する。

(事業)

第６条　本会は、目的達成のため次の事業を行う。

（１）防災に関する知識の普及

（２）災害に対する予防

（３）災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導、消火、救出・救護、給食・給水などの　　　　応急対策

（４）前号に関する訓練

（５）資機材などの整備

（６）その他本会の目的を達するために必要な事項

（活動時の責任）

第７条　前条に定める事業での活動は、活動者本人の責任で安全を確保するものとする。

　　２　活動時に被った本人災害の責任は、すべて本人に帰属し、　　　　自主防災会は一切の責任を負わないものとする。

(重要事項の決定)

第８条　この会の設立、解散、会則の制定改廃、および重要な事項は、　　　　　町内会総会で決定する。

（機関）

第９条　本会は事業運営のため、次の機関をおく。

（１）役員会

（２）班会議

（役員）

第１０条　この会に次の役員を置く。

（１）会長　　　１名

（２）副会長　若干名（必要に応じ）

（３）委員　　若干名

　　　２　会長は、　　　　町内会会長が兼務する。

　　　３　副会長は、必要に応じ、自主防災会長が指名するものとする。

　　　４　委員は、自主防災会長が指名するものとする。

　　　５　役員の任期は、　　　　　町内会通常総会終了後より翌年の通常総会終了までとする。任期中に交代したときの後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

（役員会）

第１１条　役員会は、前条第１項の役員で構成する。

　　　２　役員会は、必要に応じて会長が召集する。

　　　３　会長は、役員の過半数が役員会の開催を必要と認めた場合、役員会を開かなければならない。

　　　４　役員会は、この会則に定める事項、及び　　　　町内会総会で決定した事項の内主要な事項について協議決定する。

（役員の任務）

第１２条　役員の任務は次のとおりとする。

（１）会長は、本会を代表し業務を統括する。

（２）副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その業務を代行する。

（３）委員は、次の任務を分担する。

　　ア　防災計画の作成、防災に関する広報

　　イ　災害時における情報の収集･伝達、避難誘導、消火、救出･救護、給食･給水等

　　ウ　行政機関及びその他の関係諸機関との連絡・連携、折衝

　　エ　本会の庶務、会計、一般事務、議事録作成

（４）委員の分掌は会長が定める。

（５）災害発生時に担当役員が不在のときは、担当役員が災害に対応できるまでの間、他の役員相互の判断により、担当役員に代わって臨機応変に災害に対応するものとする。

（班）

第１３条　防災活動を円滑に行うために、会長の下に班を設置する。

　　　２　班の編成、役割は、役員会で決定する。

　　　３　班長は、委員から会長が指名する。

　　　４　班長は、各班を統括し、本会の目的を達成するために必要な諸活動を行う。

　　　５　班会議は、各班長が必要に応じて班別に招集する。

　　　６　避難誘導班の班員は避難誘導リーダーと呼称し、避難誘導を主任務とする。

（防災計画）

第１４条　本会は、第６条に定める事業を行うため、防災計画を作成する。

（経費）

第１５条　本会の運営に要する経費は、町内会費およびその他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第１６条　本会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日をもって終了する。

（予算および決算）

第１７条　本会の予算および決算は、役員会で決定の上、　　　　　町内会　通常総会に提出し、承認を得なければならない。

（改正）

第１８条　本会会則の改正は、総会出席者の過半数の賛成を必要とする。

（細則）

第１９条　本会会則の運営にあたり必要な細則は、役員会でこれを定める。

付則

　　　本会会則は、令和　　年　月　　日から試行（施行）する。

　　　ただし、当面はこの会則のうち避難誘導班組織をもって試行する。